令和８年第16回　福岡市早良区選挙管理委員会

令和８年10月31日（土）　午前10時～
早良区役所２階　応接室

議　　題

１　議　　案

議案第74号　選挙人名簿から抹消する者について　・・・P.１
議案第75号　選挙人名簿に登録する者について　・・・P.３
議案第76号　在外選挙人名簿から抹消する者について　・・・P.５
議案第77号　福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について　・・・P.６
議案第78号　福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について　・・・P.７
議案第79号　福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について　・・・P.８
議案第80号　福岡市長選挙における投票立会人の選任について　・・・P.９

【今後の委員会開催予定日時】

第17回　11月１日（日）午後６時　早良区役所２階　応接室
第18回　11月12日（木）午後６時　早良区役所２階　応接室

議案第74号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年10月31日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　抹消する者の数　　385 人
　内訳　　死亡者　　76 人
　　市外転出者　　309 人

２　抹消する者の氏名等　　別冊１のとおり

３　抹消年月日　　令和８年10月31日

【 根　拠 】

〇公職選挙法

（登録の抹消）

第28条　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第４号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

１　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

２　前条第１項又は第２項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後４箇月を経過するに至つたとき。

３　第30条の６第２項の規定による第30条の２第３項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

４　登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

（参考）

1　死亡者

令和８年10月10日までに区長から通知を受けた死亡者

2　市外転出者

令和８年６月30日までに市外へ転出した者

3　抹消の内訳　　（単位：人）

区分	男	女	計
死亡	39	37	76
転出	173	136	309
合計	212	173	385

議案第75号

選挙人名簿に登録する者について

令和８年10月31日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和８年10月31日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１	登録する者の数	1181人
２	登録する者の氏名等	別冊２のとおり
３	登録年月日	令和８年10月31日

【根　拠】

〇公職選挙法

（永久選挙人名簿）

第19条第２項　市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年３月、６月、９月及び12月（第22条及び第24条第１項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

（登録）

第22条第３項　市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

（参考）

選挙人名簿登録者数調（令和８年10月31日現在）

福岡市早良区

区分＼男女別		男	女	計
令和８年９月登録日現在 選挙人名簿登録者数　（ａ）		84,530	98,666	183,196
上記の登録に係る 補正登録者数　（ｂ）		0	0	0
(a)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数　（ｃ）		0	0	0
(a)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数　（ｄ）		0	0	0
(a)以後の抹消者数 （ｅ）	(ア)　死亡	▲ 166	▲ 163	▲ 329
	(イ)　転出	▲ 361	▲ 315	▲ 676
	(ウ)　在外移転	▲ 1	▲ 1	▲ 2
	小計 (ｱ)+(ｲ)+(ｳ)	▲ 528	▲ 479	▲ 1,007
(a)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区)　（ｆ）		291	297	588
(a)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区)　（ｇ）		▲ 241	▲ 286	▲ 527
今回（令和８年10月31日） 追加登録者数　（ｈ）		617	564	1,181
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (a)～(h)の合計　（ｉ）		84,669	98,762	183,431
（ｉ）と（ａ）の差		139	96	235

議案第76号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和８年10月31日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

１　抹消する者の数　　２人
内訳　住民票が新たに作成された日以後４箇月を経過した者　　２人

２　抹消する者の氏名等　　別紙１のとおり

３　抹消年月日　　令和８年10月31日

【 根　拠 】

〇公職選挙法

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第30条の11　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第３号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

１　死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

２　前条第１項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後４箇月を経過するに至つたとき。

３　在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

議案第77号

福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年10月31日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

別紙２のとおり

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第37条第２項及び同法施行令第24条第１項の規定による。

・告示　　公職選挙法施行令第25条の規定による。

○公職選挙法

（投票管理者）

第37条　各選挙ごとに、投票管理者を置く。

２　投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

○公職選挙法施行令

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第24条　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

２　市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第25条　市町村の選挙管理委員会は、法第37条第２項又は前条第１項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（２人以上の投票管理者又は２人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第78号

福岡市長選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和８年10月31日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

別紙３のとおり

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第61条第２項及び同法施行令第67条第１項の規定による。

・告示　　公職選挙法施行令第68条の規定による。

〇公職選挙法

（開票管理者）

第61条　各選挙ごとに、開票管理者を置く。

２　開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

〇公職選挙法施行令

（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第67条　市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

２　市町村の選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

（開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第68条　市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第61条第２項の規定又は第66条若しくは前条第１項、第３項若しくは第５項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

議案第79号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和８年10月31日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

別紙４のとおり

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第48条の２第５項による読替後の第38条第１項の規定による。

〇公職選挙法

（投票立会人）

第38条第１項　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、２人以上５人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前３日までに、本人に通知しなければならない。

（期日前投票）

第48条の２第５項　第１項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第37条第７項及び第57条の規定は、適用しない。

第38条第１項	２人以上５人以下	２人
	前３日まで	の公示又は告示の日

議案第80号

福岡市長選挙における投票立会人の選任について

令和８年11月15日執行予定の福岡市長選挙における早良区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和８年10月31日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長　　黒子　秀勇樹

別紙５のとおり

【 根　拠 】

・議決　　公職選挙法第38条第１項の規定による。

〇公職選挙法

（投票立会人）

第38条第１項　市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、２人以上５人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前３日までに、本人に通知しなければならない。